

## 中国産冷凍食品による薬物中毒事案の実態把握 に関する検討会開催要領

### 第1 趣旨

中国産冷凍食品による薬物中毒事案については、全国で10人の確定患者と、5千人を超える相談・報告事例があった。

これらについて、詳細に分析を行うとともに、食品の流通状況等に関する情報を併せて考察を行うことは、今後の類似事案の発生予防や、発生した際の早期対応に資するものと考えられる。

また、確定患者については、有機リン中毒として後遺症が出現する恐れがあることなどから、健康影響についてフォローアップを行うことが適当と考えられ、これを行う機関に対して、留意すべき点等を示唆することは、極めて有用と考えられる。

このため、これまでに報告された患者や報告・相談事例及び確定患者のフォローアップのあり方に関して検討を行うものとする。

### 第2 検討課題

- 1 確定患者の詳細情報
- 2 相談・報告事例の検証
- 3 当該中国産冷凍食品の流通状況等との関連
- 4 確定患者のフォローアップのあり方
- 5 その他

### 第3 構成

- 1 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 検討会は、必要に応じて、構成員以外の者の意見を聴くことができる。

### 第4 座長

- 1 検討会に座長を置き、構成員の互選によって選任する。
- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

## 第5 運営

- 1 検討会は、厚生労働省医薬食品局食品安全部長が構成員の参集を求めて開催する。
- 2 検討会の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は、個人情報扱うことから原則として非公開で行う。
  - (2) 会議の資料は、公開可能なものについては、会議終了後厚生労働省ホームページ等において公開する。
  - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、構成員の了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等において公開する。
- 3 座長は、上記によりがたい場合が生じた際には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

## 第6 その他

検討会の庶務は、医薬食品局食品安全部監視安全課が行う。